

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月26日

【発行者名】 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS 豪ドル・ボンド・インカム
(UBS AUD Bond Income)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
100億オーストラリア・ドル（約9,519億円）を上限とする。
（注）オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜
上、平成26年9月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値（1豪ドル＝95.19円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年8月29日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年11月28日付有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済）（以下「原届出書」といいます。）に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

* _____の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（５）申込手数料

<訂正前>

日本における申込手数料は、申込金額の2.16%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社（以下に定義する。）または販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。）および販売取扱会社である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下「三菱東京ＵＦＪ銀行」という。）では、申込口数により以下の手数料率を適用する。

申込口数	申込手数料
100,000口未満	申込金額の2.16%（税抜2.00%）
100,000口以上	申込金額の1.08%（税抜1.00%）

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

<訂正後>

日本における申込手数料は、申込金額の2.16%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社（以下に定義する。）または販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。）および販売取扱会社である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下「三菱東京ＵＦＪ銀行」という。）では、申込口数により以下の手数料率を適用する。

申込口数	申込手数料
100,000口未満	申込金額の2.16%（税抜2.00%）
100,000口以上	申込金額の1.08%（税抜1.00%）

（注１）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

（注２）「（５）申込手数料」は、平成26年12月30日以降、以下のとおり変更される。

「日本における申込手数料は、申込金額の2.16%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社（以下に定義する。）が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。）では、申込口数により以下の手数料率を適用する。」

申込口数	申込手数料
------	-------

100,000口未満	申込金額の2.16%（税抜2.00%）
100,000口以上	申込金額の1.08%（税抜1.00%）

↓

（７）申込期間

<訂正前>

平成26年８月30日（土曜日）から平成27年８月31日（月曜日）まで

ただし、営業日で、かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注１）日本における販売会社または販売取扱会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注２）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

<訂正後>

平成26年８月30日（土曜日）から平成27年８月31日（月曜日）まで

ただし、営業日で、かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注１）日本における販売会社または販売取扱会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注２）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（注３）「（７）申込期間」は、平成26年12月30日以降、以下のとおり変更される。

「平成26年８月30日（土曜日）から平成27年８月31日（月曜日）まで

ただし、営業日で、かつ日本における販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。」

（注１）日本における販売会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社に照会すること。

（注２）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。」

（８）申込取扱場所

<訂正前>

日本における販売会社：三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

販売取扱会社：三菱東京ＵＦＪ銀行

東京都千代田区丸の内二丁目７番１号

（注１）日本における販売会社は、前記以外の金融商品取引業者または登録金融機関を販売取扱会社として随時指名することがある。

（注２）前記の日本における販売会社の日本における本支店ならびに販売取扱会社の日本における本支店および営業所等において、申込みの取扱いを行う。ただし、三菱東京ＵＦＪ銀行の本支店および営業所等のうち、一部で申込みの取扱いを行わないこととする場合がある。詳細は、三菱東京ＵＦＪ銀行に照会すること。

<訂正後>

日本における販売会社：三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

販売取扱会社：三菱東京ＵＦＪ銀行

東京都千代田区丸の内二丁目７番１号

（注１）日本における販売会社は、前記以外の金融商品取引業者または登録金融機関を販売取扱会社として随時指名することがある。

（注２）前記の日本における販売会社の日本における本支店ならびに販売取扱会社の日本における本支店および営業所等において、申込みの取扱いを行う。ただし、三菱東京ＵＦＪ銀行の本支店および営業所等のうち、一部で申込みの取扱いを行わないこととする場合がある。詳細は、三菱東京ＵＦＪ銀行に照会すること。

（注３）「（８）申込取扱場所」は、平成26年12月30日以降、以下のとおり変更される。

「日本における販売会社：三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

（注１）日本における販売会社は、前記以外の金融商品取引業者または登録金融機関を販売取扱会社として随時指名することがある。

（注２）前記の日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。」

（１２）その他

<訂正前>

（前略）

（ロ）引受等の概要

（中略）

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（中略）

（ハ）申込みの方法

（中略）

申込金額の総額は、日本における販売会社により、各払込期日に保管会社であるミツビシＵＦＪグローバル・カストディ・エス・エイのファンド口座に豪ドル貨で払い込まれる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ロ）引受等の概要

（中略）

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）上記は、平成26年12月30日以降、以下のとおり変更される。

「日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。」

（中略）

（ハ）申込みの方法

（中略）

申込金額の総額は、日本における販売会社により、各払込期日に保管会社であるミツビシＵＦＪグローバル・カストディ・エス・エイのファンド口座に豪ドル貨で払い込まれる。

（注）上記は、平成26年12月30日以降、以下のとおり変更される。

「受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、豪ドル貨またはその円貨相当額で支払われる。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、管理会社により申込注文が受諾された営業日の日本における翌営業日）（以下「国内約定日」という。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

投資者は、日本における販売会社に対し、国内約定日から起算して日本における４営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとする。

申込金額の総額は、日本における販売会社により、各払込期日に保管会社であるミツビシＵＦＪグローバル・カストディ・エス・エイのファンド口座に豪ドル貨で払い込まれる。」

（後略）

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

４ 手数料等及び税金

（１）申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

日本における申込手数料は、申込金額の2.16%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社、および販売取扱会社である三菱東京ＵＦＪ銀行では、申込口数により以下の手数料率を適用する。

申込口数	申込手数料
100,000口未満	申込金額の2.16%（税抜2.00%）
100,000口以上	申込金額の1.08%（税抜1.00%）

<訂正後>

日本における申込手数料は、申込金額の2.16%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社、および販売取扱会社である三菱東京ＵＦＪ銀行では、申込口数により以下の手数料率を適用する。

（注）上記は、平成26年12月30日以降、以下のとおり変更される。

「日本における申込手数料は、申込金額の2.16%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社では、申込口数により以下の手数料率を適用する。」

申込口数	申込手数料
100,000口未満	申込金額の2.16%（税抜2.00%）
100,000口以上	申込金額の1.08%（税抜1.00%）

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

（２）日本における販売

<訂正前>

（前略）

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

<訂正後>

（前略）

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

（注）「（2）日本における販売」は、平成26年12月30日以降、以下のとおり変更される。

「日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。かかる募集の取扱いのため、日本における販売会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき国内約定日から起算して日本における4営業日目までに、申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする。申込金額は、豪ドル貨またはその円貨相当額で支払われる。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

発行価格は、管理会社により取得申込みが受領された営業日における受益証券1口当たり純資産価格である。

なお、日本における販売会社の定めるところにより、前記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は、営業日の午後3時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各営業日に管理会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。日本における販売会社は、原則として、当該営業日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込みを管理会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、500口以上1口単位である。

日本国内における取得申込みについては、申込金額の2.16%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社が別途定める料率の申込手数料が前記発行価格に加算される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または豪ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。」